農業委員会だより

第63号
令和2年12月
田原市農業委員会
☎23-3519／FAX22-3817
ID1001917

大切な農地を守るための制度をご存じですか？

農地は、個人の財産というだけでなく、環境や景観などのためにも次世代へ繋いでいきたい大切な地域資源でもあります。農業委員会では、農地の保全のため、さまざまな相談にお応えしています。

相続はしたけど農業は営んでいない、高齢のため農業を廃業したいなど、せっかくの財産の活用に悩んでいる方は、以下の制度が利用できるかも知れませんので、一度相談してみませんか？

●農地・園芸施設バンク制度

貸したい農地、売りたい農地を登録して公開する制度です。借りたい方・買いたい方を探すためにご利用ください。

【対象の土地】市内の農地
【登録方法】営農支援課に農地バンク・園芸バンク登録申請書を提出
【価格設定】農業委員会の賃借料情報を参考にして農地所有者が決定
【農地情報の閲覧】営農支援課ＨＰや同課事務室で紹介および、メールでの情報配信(要申込み)
【手数料など】特になし
【その他】手続きに必要な書類作成は営農支援課が補助します

▼営農支援課(田原農業支援センター内)☎22-1126

●農用地利用集積事業

農地の保全や集積を目的にした制度です。契約が簡易に行え、さまざまな優遇措置もあります。

・賃借について

農地の貸借には必ず農業委員会の許可が必要です。

口約束で農地の貸借をされている方がいますが、補助金などを申請する際にも、口約束ではその農地を耕作している証明がありません。

また、何か問題が起きた場合に自分の権利を主張することもできません。

不動産の契約書を作るには法律の知識が必要で個人では難しいですが、本事業は市農業委員会が計画を取りまとめるため、所定の様式に必要事項を記入するだけで良く、契約書の文面を自分で考える必要がありません。

土地を貸し出す権利は所有者だけにあるので、相続できないままの土地は原則的には人に貸すことができません。しかし本事業は、特例として相続権利持分の2分の1を超える人の同意があれば、未相続の土地でも貸し出すことができます。

貸す人、借りる人、双方の権利と義務を明確にするためにも、きちんとした手続きを行いましょう。

【手順】
①農用地利用集積計画申出書を作成
※借り手貸し手双方と農地利用最適化推進委員の署名押印が必要／様式は農業委員会HPでダウンロード可
②農業委員会事務局に農用地利用集積計画申出書を提出
※毎月25日締切
③翌月の農業委員会で審議・承認
④翌々月1日から希望期間での契約開始
※計画書(契約書に代わるもの)は双方に発送／契約期間は原則年単位で契約は自動更新されません